

2020 年 SOLAS 等改正の早期適用に関する事項

改正規則等

鋼船規則 GF 編及び N 編

鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編

改正事項

2020 年 SOLAS 等改正の早期適用に関する事項

改正理由

SOLAS 及び付随するコード等の条約改正は、頻繁な改正による混乱を避けるため 4 年に一度の施行となっている。次の改正は、2020 年から施行される液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則 (IGC コード) 及びガスまたは低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則 (IGF コード) の改正の中に含まれている。

- (1) 液化ガスばら積船及び低引火点燃料船の船橋窓及び船橋全体に「A-0」級の保全防熱性の免除 (決議 MSC.411(97)及び決議 MSC.422(98))

IMO では当該改正について、主管庁が認めた場合は任意で早期適用が可能である旨を規定した MSC.1/Circ.1549 及び MSC.1/Circ.1568 において、SOLAS 等改正の施行日より前に適用することを各主管庁に促していた。そこで本会では、各主管庁の判断に対応できるよう、2018 年 6 月 29 日付にて、早期適用に関する改正を既に本会規則に取り入れている。

このため、当該改正の発効日である 2020 年 1 月 1 日に向け、各要件に対する任意の早期適用に関する規定を削除し、本会規則の文言を本来の SOLAS 等改正に合わせるよう、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 低引火点燃料船の船橋甲板下面より上方の境界に対する「A-0」級の保全防熱性の要求の免除について、主管庁の同意に基づく任意早期適用に関する文言を削除した。
- (2) 液化ガスばら積み船の船橋窓に対する「A-0」級の保全防熱性の要求の免除について、主管庁の同意に基づく任意早期適用に関する文言を削除した。

改正条項

鋼船規則 GF 編 11.3.1

鋼船規則 N 編 3.2.5

鋼船規則検査要領 GF 編 GF11.3.1

鋼船規則検査要領 N 編 N3.2.5